

**\*大村市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例**

〔概要〕

介護保険法の改正に伴い、現在、県が行っている指定居宅介護支援事業者の指定について、市が行うこととされたため、事業者の指定に必要な基準等を定めるもの

〔審査内容〕

**Q** 事業者の指定業務が県から市に移管されることに伴い、改めて市で事業者を指定し直すのか。

**A** 指定の有効期間は6年間となっているため、既に指定を受けている事業者は、みなしという形で取り扱い、更新時期に市で指定を行う。



## 議 決

**「木場スマートICの開通で便利になります」**

工事施工に関する協定の変更についてなど、3件の議決議案を可決しました。

委員会での主な審査内容は、次のとおりです。

経済建設委員会

**\*工事施工に関する協定の変更について**

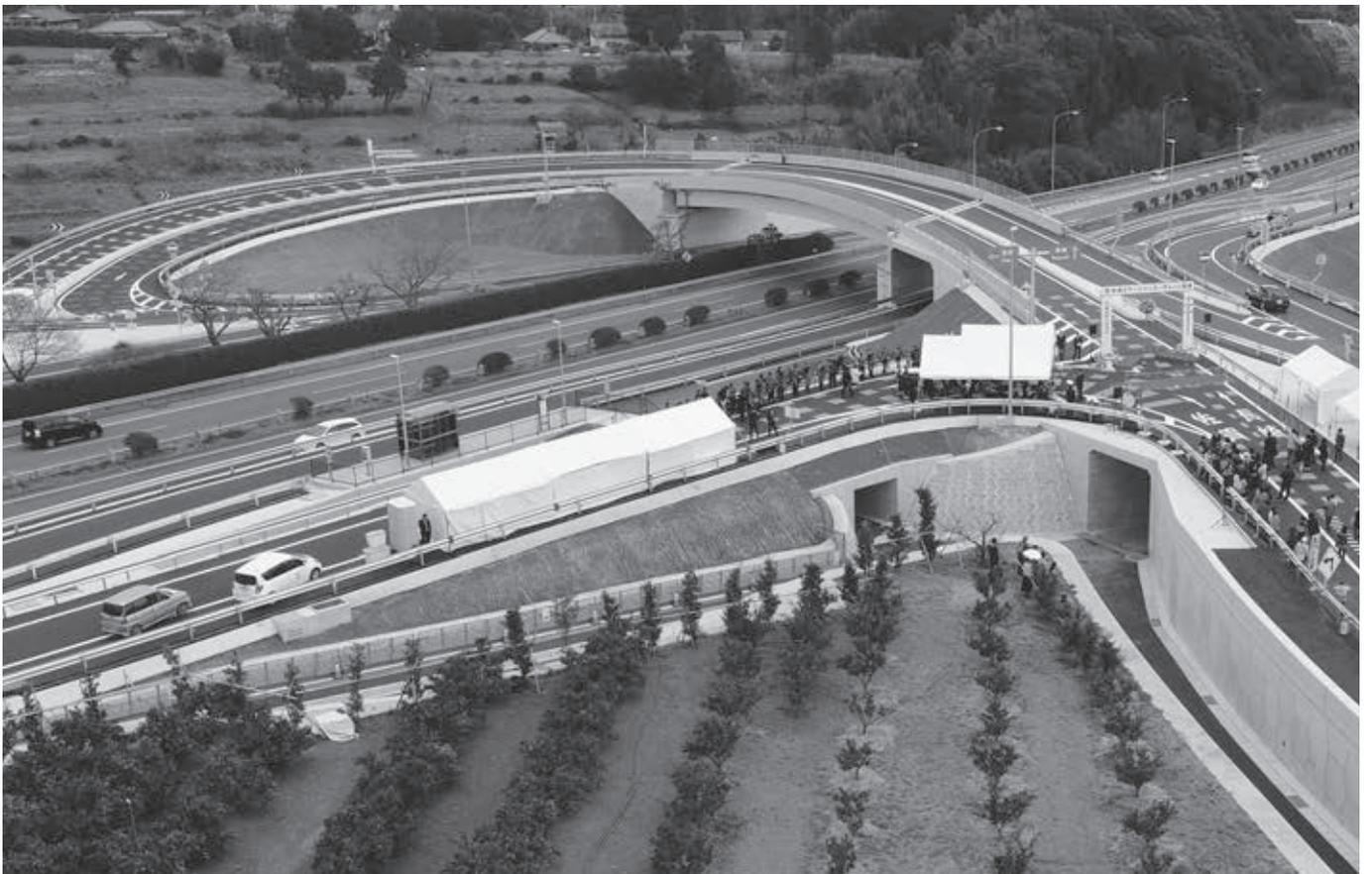
〔概要〕

木場スマートインターチェンジの建設にあたり、市とNEXCO西日本で締結していた協定について、高速道路本線を跨ぐ橋梁の工事費用における市の負担分を県が負担することとなったため、協定金額を減額するもの（1億1,732万2,187円を減額）

〔審査内容〕

**Q** 橋梁工事について、県が負担することになった理由を尋ねる。

**A** 市から要望があったことに加え、木場スマートICの近くには第三次救急医療機関である長崎医療センターがあり、開通によって広域的な利便性が増すということを総合的に勘案した結果、県が負担することとなった。



(3月18日に木場スマートICの開通式がありました)